



薬局のみなさまへ

感染症法に基づく 医療措置協定の締結について

4 医療措置協定の締結方法

4 医療措置協定の締結方法

4-1 医療措置協定の締結の流れ、平時の対応

4-2 回答様式の作成の流れ

4-3 提出(問合わせ)先/提出方法

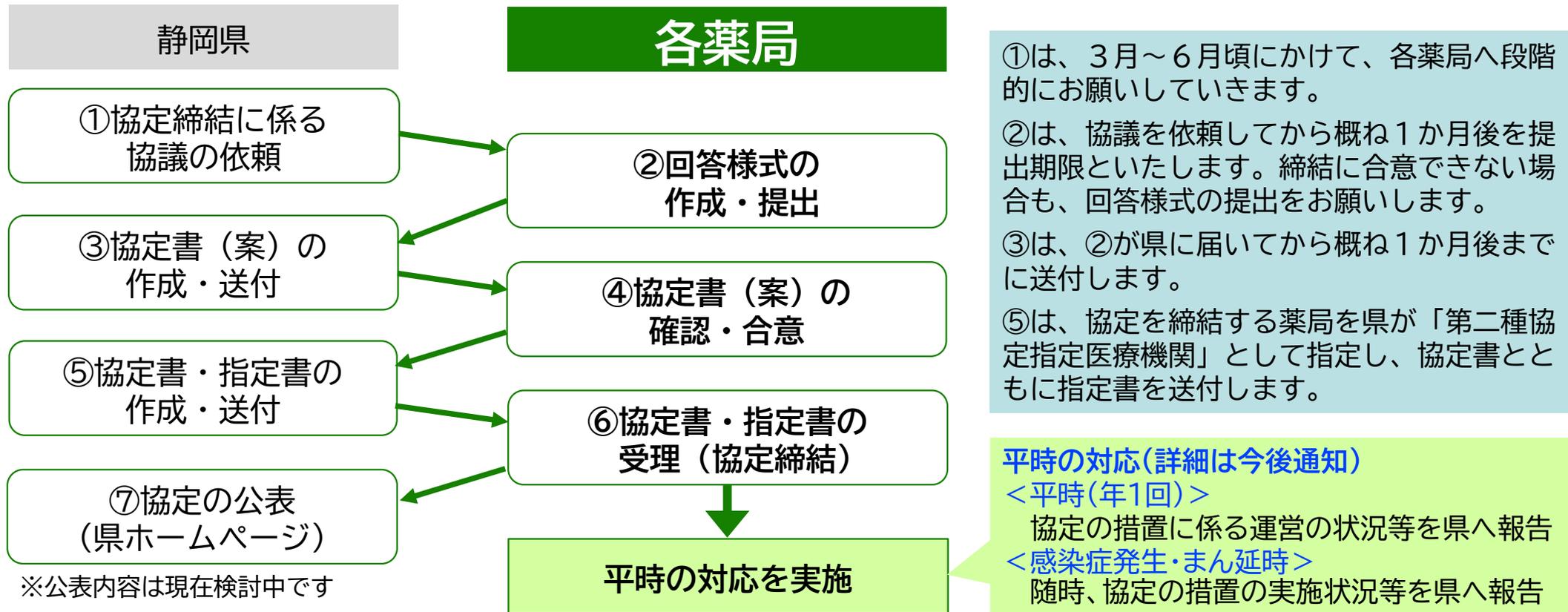
4-4 提出後の対応

4-5 よくある質問

4-6 各種資料の掲載アドレス

4-1 医療措置協定の締結の流れ、平時の対応

すべての行程を、原則、電子メールでやりとり（署名/押印は不要）



- 協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日まで(予定) ※申し出が無い場合、同一条件により3年間更新(以降も同様)
- 薬局の事情等の変更があれば、随時、協定の変更及び協定の解除の申し出は可能

4-1 医療措置協定の締結の流れ、平時の対応【続き】

●協議の依頼（回答様式作成の依頼）

3月～6月頃にかけて次の順に依頼しますので、依頼のあった薬局は、必ず御回答をお願いします。

※令和6年4月1日以降に新たに連携強化加算の届出を行う薬局においては、協議依頼時期の前倒しなど適宜対応しますので、個別に御相談ください

グループ	対 象	依頼予定時期
A	現に連携強化加算対象である薬局	令和6年3月
B	A以外で意向調査（令和5年10月実施）において「コロナ対応で服薬指導と薬剤等配送の両方の実績あり」かつ「医療措置協定締結可能」と回答した薬局	同5月頃
C	A及びB以外の薬局	同6月頃

4-2 回答様式の作成の流れ

●回答様式の作成の流れ

- ・回答様式のファイルには、次の2つのシートがあります
 (1)確認書 (2)協定書 (医療措置等の内容)
- ・医療措置協定に合意いただく場合は、両方のシートに必ず記入してください

★まずは、「(1)確認書」から、必ず記入してください

⇒「(1)確認書」の記入内容により、
「(2)協定書 (医療措置等の内容)」の記入項目が反映されます

★次に、「(2)協定書 (医療措置等の内容)」で、該当する項目を記入してください

- 両シートを記入後、回答様式のファイルを、メールで提出してください
協議の依頼 (回答様式作成の依頼) から概ね1か月後を提出期限としますが、
期限後も提出可能です。

4-2 回答様式の作成の流れ【続き】

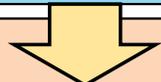
様式の記入上の注意は、
回答様式の回答欄の右側に、記載してあります。
記入の際に、御確認ください。

(1) 『確認書』のシート

①基本情報（薬局・法人情報）	①薬局 : ○薬局の名称 ○保険医療機関番号 ○G-MISのID ②開設者 : ○開設者氏名等、法人名 ③管理者 : ○管理薬剤師氏名等 ④担当者 : ○担当者氏名等 ○電話番号 ○メールアドレス
----------------	---



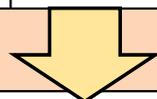
②医療措置協定の合意	「医療措置協定の締結」の合意の有無 <input type="radio"/> 合意する <input checked="" type="radio"/> 合意しない	合意しない理由 「合意しない理由」を記載 ⇒県に提出 (県) ○理由を確認 ⇒協議は、一旦終了
------------	--	--



③締結する項目	●締結する項目を選択 ●医療措置協定の締結の要件の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅療養者等への医療の提供	<input type="checkbox"/> 個人防護具の備蓄
④締結の要件の確認			



⑤協定指定医療機関の同意 + 指定基準の確認	「協定指定医療機関」の同意及び指定基準の確認 ・「協定指定医療機関」の指定を受けることの同意と、指定基準を満たしていることを確認してください
------------------------	---



4-2 回答様式の作成の流れ【続き】

様式の記入上の注意は、
回答様式の回答欄の右側に、記載してあります。
記入の際に、御確認ください。



(2) 『協定書（医療措置等の内容）』のシート

⑦協定締結の内容

●協定を締結する項目ごとの、詳細を記載

『協定書（本文）』は記入不要です

- 「協定書（本文）」は、薬局では記入不要です
- 「確認書」及び「協定書（医療措置等の内容）」の記入内容に基づき、県で作成します

4-3 提出方法/提出先/問い合わせ先

回答様式『協定（薬局）回答様式（★薬局名）』のファイルを、静岡県に提出

※（★薬局名）に貴薬局名を記入

【提出方法】原則、**電子データをメールで送付**

※メールの送付が難しい場合、郵送も可

【提出先、問い合わせ先】

メールアドレス	yakkyoku-kyoutei@pref.shizuoka.lg.jp ※アドレス中の「lg」は、アルファベット小文字の「エル・ジー」です。				
郵送先 (メールが難しい 場合)	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 <table border="1"><tr><td>宛先</td><td>○R6.3.29まで： 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策推進課</td></tr><tr><td></td><td>○R6.4.1から： 静岡県 医療局 感染症危機対策室</td></tr></table>	宛先	○R6.3.29まで： 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策推進課		○R6.4.1から： 静岡県 医療局 感染症危機対策室
宛先	○R6.3.29まで： 静岡県 感染症対策局 新型コロナ対策推進課				
	○R6.4.1から： 静岡県 医療局 感染症危機対策室				
電話番号	054-221-2727				

※メールアドレス及び電話番号は、4月以降も変更はありません

御質問等は、できるだけ**メール**でお願いします。

4-4 提出後の対応

回答様式提出後の県の対応

スケジュール (予定)	対応内容	対応内容 詳細
回答様式が県に届いてから概ね1か月程度まで	内容の確認/ 修正、協定書 (案)の送付	<ul style="list-style-type: none">●記入内容について、確認修正等が必要な項目や修正等の必要がある場合は、県から薬局に連絡(メール又は電話)して、確認等を行います。●修正等が無い場合も、協定書の案を送付して、御確認いただきます。 ※令和6年4月1日以降に、 新たに「連携強化加算」の届出を行う場合 は、協定締結の時期等について適宜対応するので、個別に御相談ください
協定書(案)を確認 いただいてから概 ね1か月程度まで	協定書(完成 版)と指定書 の送付	<ul style="list-style-type: none">●内容を確認後、県と薬局で内容の合意ができれば、完成版の協定書(「本文」及び「医療措置等の内容」)を、薬局宛て送付します。●協定書は、原則、データ形式でお送りします。 ※署名/押印は不要です

4-5 よくある質問と回答

Q	A
<p>協議の依頼を受けたら、必ず協定を締結する必要がありますか？</p>	<p>協定の締結の可否については、必ず御回答をお願いします。 令和5年9月の意向調査で「協定の締結は可能」と御回答いただいた場合でも、必ず協定を締結する必要はありません。 協定の締結ができない場合、その理由を確認書で御回答ください。</p>
<p>協定を締結したら、締結した協定の内容を必ず実施する必要がありますか？</p>	<p>新興感染症等が実際に発生した場合には、感染症の性状、医療機関の規模や機能、地域の医療提供体制の状況等を十分に勘案して<u>要請の必要性を判断し、専門家等の意見を聴取の上、段階的に要請を行います。</u> 感染症の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、物資等の確保状況などが、<u>事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。</u></p>
<p>協定締結事項を実施しなかった場合、ペナルティはありますか？</p>	<p>知事は、感染症法等に基づく措置（勧告、指示、公表）を行うことができますが、一方的に実施するのではなく、まずは、<u>医療機関等と話し合いに基づく調整を行います。</u> 協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合等、<u>正当な理由があると県が判断する場合には、この措置（勧告等）を行うことはありません。</u></p>
<p>「連携強化加算」の届出をするには、どんな手続が必要ですか？</p>	<p>「第二種協定指定医療機関」の指定を受ける必要があります。 医療措置協定を締結し、指定の基準を満たすこと、及び指定を受けることについて、開設者の同意をお願いします。県から、協定書と同時に指定書を送付します。</p>

4-6 各種資料の掲載アドレス

●各種資料のホームページの掲載アドレス

静岡県ホームページ 「医療措置協定 診療所関係/感染症対策連携協議会 診療所部会」

※ホーム > 健康・福祉 > 疾病対策・感染症 > 感染症対策 > 感染症対策全般 >
医療措置協定等 > 医療措置協定 薬局関係

【検索方法】

「静岡県 医療措置協定 薬局」⇒「医療措置協定等」のページから、「薬局関係」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003073/1056691/1056855.html>

